

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 平成十四年度保育士試験の実施(三四六・子育て支援課)
- 農業振興地域の指定の一部改正(三四七・農林政策課)
- 大規模小売店舗の施設等の変更に関する届出(三四八・三五〇・商工業振興課)
- 土地収用法による事業の認定(三五一・建設管理課)
- 道路区域の変更(三五二・道路環境課)
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の工事の完了(三五三・道路環境課)
- 建築基準法による道路位置の指定(三五四・北秋田建設事務所)
- 建築基準法による道路位置の指定(三五五・秋田建設事務所)
- 公告
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(都市計画課)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北総合農林事務所)
- 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(仙北総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿総合農林事務所)
- 人事委員会公告
- 平成十四年度秋田県職員採用試験公告
- 平成十四年度警察官採用試験公告 二件
- 公安委員会告示
- 猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会の実施(四四)

告示

秋田県告示第三百四十六号

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第二項の規定により、次のとおり平成十四年度保育士試験を実施するので、児童福祉法施行細則(昭和四十八年秋田県規則第十五号)第十四条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 筆記試験

(1) 日時

平成十四年七月二十三日(火) 午前九時三十分から午後四時四十五分まで

平成十四年七月二十四日(水) 午前九時三十分から午後二時まで

(2) 場所

秋田市旭北栄町一番五号 秋田県社会福祉会館

(二) 実地試験

(1) 日時

平成十四年七月二十四日(水) 午後二時三十分から午後四時まで

平成十四年七月二十五日(木) 午前九時三十分から午後五時まで

平成十四年七月二十六日(金) 午前九時三十分から午後五時まで

(2) 場所

秋田市旭北栄町一番五号 秋田県社会福祉会館

二 試験科目及び時間割

(一) 七月二十三日

教育原理及び養護原理

午前九時三十分から午前十一時まで

小児保健

午前十一時二十分から午後零時二十分まで

児童福祉

午後一時二十分から午後二時二十分まで

社会福祉

午後二時四十分から午後三時四十分まで

保育実習(筆記)

午後四時から午後四時四十五分まで

(二) 七月二十四日

発達心理学及び精神保健

午前九時三十分から午前十一時まで

小児栄養

午前十一時二十分から午後零時二十分まで

保育原理

午後一時から午後二時まで

(三) 七月二十五日から七月二十六日(県が指定した一日)

保育実習(実地)(絵画制作) 午後二時三十分から午後四時まで

保育実習(実地)(音楽及び言語) 午前九時三十分から午後五時まで

但し、保育実習(実地)にあつては、絵画制作、音楽、言語のうち二つを申請時

三 受験資格
に選択し受験することとする。

次のいずれかに該当する者

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者

なお、厚生労働大臣の定める者とは、次のいずれかに該当するものである。

(1) 学校教育法による大学に一年以上在学している者であつて、平成十四年度中に六十二単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認められた者

(2) 学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している者であつて平成十四年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認められた者

(3) 学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)(の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)(若しくは盲学校、聾学校、養護学校の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)(を卒業した者、又は当該専攻科の最終学年に在学している者であつて、平成十四年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認められた者

(4) 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限二年以上のものに限る。)(若しくは各種学校(同法第五十六条第一項に規定する者を入学資格とするもの)であつて、修業年限二年以上のものに限る。)(を卒業した者、又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であつて、平成十四年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認められた者

(二) 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)(又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設において、二年以上児童の保護に従事した者

(四)(三) 児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者
平成三年三月三十一日において次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)(又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

(2) 学校教育法による高等学校、又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を二年以上履修した者で、児童福祉施設において一年以上児童の保護に従事した者

(3) 学校教育法による高等学校、又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を一年以上履修した者で、児童福祉施設において一年以上児童の保護に従事した者

(4) 満十八歳に達した後、児童福祉法による児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

(五) 一から四までに掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事において適当な資格を有すると認定した者

(六) 平成八年三月三十一日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

四 受験申込みに必要な書類
保育士試験受験申請書
添付書類

(二)(一) 受験資格を有することを証する書類 一通
(2)(1) 住民票の写し 一通

五 受験申請書用紙の交付
期間及び時間

(一) 日曜日及び土曜日を除き、平成十四年五月十七日(金)から同年六月三日(月)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所
秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部子育て支援課

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「保育士試験受験申請書請求」と朱書きし、百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(A四判)を同封すること。

六 受験申請書の受付
期間及び時間

(一) 日曜日及び土曜日を除き、平成十四年五月二十四日(金)から同年六月三日(月)までの午前九時から午後五時まで

(二) 郵送の場合は、締切日必着とする。
場所
秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部子育て支援課

郵送の場合は、封筒の表に「保育士試験受験申請書在中」と朱書きすること。

七 受験手数料
額 八千九百円

(二)(一) 納付方法

八 合格者の発表

受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
平成十四年十月上旬に秋田県公報に登載するとともに、受検者には書面で通知する。

九 試験についての問い合わせ先

健康福祉部子育て支援課(電話〇一八 八六〇 一三四三)

秋田県告示第三百四十七号

農業振興地域の指定(昭和四十七年秋田県告示第百八十七号)の一部を次のように改正する。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

表湯沢農業振興地域の項中「又は緑色」を「、緑色又は青色」に改める。

(表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び雄勝総合農林事務所並びに湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田市内ショッピングセンター

大館市秋田内字稻荷山下二百九十四番地外

(三) 変更する事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 午後十時

イ 変更後 翌日の午前零時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで

イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(四) 変更の年月日

平成十四年五月三日

(五) 変更する理由

消費者の利便性のため

二 届出年月日

平成十四年五月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

平成十四年五月十七日から同年九月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 能代長崎ショッピングセンター
 能代市字長崎四十一番地一外

(三) 変更する事項
 (1) 小売業を行う者の閉店時刻
 マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 午後十一時
 イ 変更後 翌日の午前零時
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
 イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
 (四) 変更の年月日
 平成十四年五月三日

(五) 変更する理由
 消費者の利便性のため

二 届出年月日
 平成十四年五月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 能代市役所 商工港湾課
 縦覧期間
 平成十四年五月十七日から同年九月十七日まで

四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第

五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
 平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 原 田 昭 彦
 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 茨島ショッピングセンター

秋田市茨島四丁目三百八十一番二外
 (三) 変更する事項
 (1) 小売業を行う者の閉店時刻
 マックスバリュ東北株式会社

ア 変更前 午後十時
 イ 変更後 翌日の午前零時
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで
 イ 変更後 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで
 (四) 変更の年月日
 平成十四年五月三日

(五) 変更する理由
 消費者の利便性のため

二 届出年月日
 平成十四年五月二日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 秋田市役所 商業観光課
 縦覧期間
 平成十四年五月十七日から同年九月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百五十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり

事業の認定を行ったので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 起業者の名称

大内町

二 事業の種類

道路の区域

大内町健康運動公園整備事業
三 起業地

(一) 収用の部分 由利郡大内町岩谷町字西越地内
使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
大内町役場

秋田県告示第三百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		A	B		
県 道	新	旧	稲庭高松線	A	湯沢市宇留院内字七十刈二番四地先から字観音下四番一まで	九・五〇～一九・五〇	〇・三〇六
				B	湯沢市宇留院内字七十刈二番四地先から字観音下四番一まで	九・五〇～四〇・五〇	〇・三八〇

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十四年五月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第三百五十三号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定による市町村道の工事を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。
平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

市町村名	路線名	工事の完了した区間	工事の種類	工事の完了した日

西仙北町	赤坂強首線	仙北郡西仙北町大沢郷寺蔭谷地七十番地十一から同町強首字上野台二十三番地十 一まで	道路改築	平成十四年四月二十五日
------	-------	---	------	-------------

秋田県告示第三百五十四号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
北秋田郡比内町達子字曲谷地五十番地 長内秀雄	北秋田郡比内町笹館字小森山三十八番九 三十八番十、三十八番二十の内	三十三・五五メートル	四メートル	平成十四年五月九日

秋田県告示第三百五十五号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
南秋田郡飯田川町飯塚字飯塚七十四番 門間裕一	南秋田郡飯田川町飯塚字塞ノ神六十七番 四、六十七番五、六十七番六	五十四・八メートル	六メートル	平成十四年五月九日

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 工事名 秋田中央道路整備工事
 - (二) 工事場所 秋田市大町地内から同市手形地内まで
 - (三) 工事内容
 - (1) 実施設計（シールド工、開削工） 一式（JR区間を除く。）
 - (2) シールド機械 設計・製作 一式
 - (3) シールド掘進 千三百四十六メートル（JR区間を除く。）

- (五)(四) 函渠隔壁工 一式
(5)(4) 開削工 三百七十七メートル
工期 平成十九年三月中旬まで
発注方式
- (三) 共同企業体の代表者となる構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
(2)(1) 共同企業体における出資比率が各構成員のうち最大であること。
(2) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価点が千二百五十点以上であること。
(3) 市街地において、外径七メートル以上のシールド工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が十分の二以上の場合の者に限る。)を有すること。
(4) 営業鉄道線路下を外径七メートル以上のシールドトンネルで横断した施工実績(共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が十分の二以上の場合の者に限る。)を有すること。
(5) 技術士又は一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者で、(3)に掲げる同種工事に携わった経歴のある者を本工事に専任で配置できること。
- (二) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
(一) 八社の構成員から成る任意に結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。
(二) 共同企業体における出資比率が十分の〇・七五以上であること。
(三) 令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
(四) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
(五) 入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間、秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(六) 秋田県一般競争入札参加者名簿の一般土木工事に登録されていること。
(七) 当該共同企業体以外の共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。
- (一) 入札に参加する者に必要な資格等
二百五十億三千百一萬三千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 二 予定価格
二百五十億三千百一萬三千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 三 入札に参加する者に必要な資格等

- (四) 共同企業体の代表者以外の構成員のうち四社については、次に掲げる要件を満たしていること。
(1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価点が千二百五十点以上であること。
(2) 市街地において、外径七メートル以上のシールド工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が十分の二以上の場合の者に限る。)を有すること。
(3) 技術士又は一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者で、(2)に掲げる同種工事に携わった経歴のある者を本工事に専任で配置できること。
(4) 共同企業体の構成員のうち、(三)及び(四)の要件に該当しない三社については、次に掲げる要件を満たしていること。
(1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価点が九百点以上であること。
(2) 市街地における工事を元請けとして施工した実績(工種及び工事の規模は、問わない。ただし、共同企業体の施工実績は、出資比率が十分の二以上の場合の者に限る。)を有すること。
(3) 技術士、一級土木施工管理技士又は一級建設機械施工技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者で、(2)に掲げる同種工事に携わった経歴のある者を本工事に専任で配置できること。
(4) 共同企業体は、管理技術者及び照査技術者として次の資格を有する設計技術者を配置できること。なお、設計技術者は、請負者が提出した競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に記述した配置予定の技術者でなければならない。
(1) 管理技術者は、技術士(建設部門のうち選択科目を「トンネル」とする者又は水道部門のうち選択科目を「下水道」とするものに限る。)とする。
(2) 照査技術者は、技術士(建設部門のうち選択科目を「トンネル」とする者又は水道部門のうち選択科目を「下水道」とするものに限る。)又はRCCM(登録技術部門を「トンネル」又は「下水道」とする者に限る。)とする。
- 四 入札手続等
(一) 担当部局
(1) 一般的事項
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県建設交通部都市計画課総務班(電話〇一八 八六〇 二四四八)
設計図書に関する事項
(2)

郵便番号〇一〇 〇八六四 秋田市手形住吉町一番九号

秋田県秋田中央道路建設事務所総務班(電話〇一八 八三七 八八五二)

(二) 契約条項を示す場所

(一)に掲げる場所

(三) 入札説明書の交付期間及び交付場所

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年五月十七日から同年七月三日までの期間、

(一)及び(二)に掲げる場所を交付する。

(四) 申請書、競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)、技術提案書及び施工実績等に関する資料(以下「技術資料」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法

平成十四年五月十七日から同年七月三日までの期間、(一)に掲げる場所に持参の上、一部(技術提案書については、三部)提出すること。

(五) 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年九月二日午後二時 秋田県秋田中央道路建設事務所会議室

(六) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十四年八月二十九日午後五時 (一)に掲げる場所

五 技術提案書

(一) 技術提案書の作成及び提出

技術提案書の作成においては、四(三)で交付する入札説明書に基づくものとし、四(四)に示す申請書、資格確認資料及び技術資料を併せて提出するものとする。

(二) 技術提案事項について

(1) 別に示す仕様・性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づき、工事施工に必要な実施設計及び施工方法についての技術提案を求めるものである。

(3)(2) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合がある。

(3)(2) 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(4) 発注者が、提案された技術提案を適正と認められたことにより、設計及び工事に關する受注者の責任が軽減されるものではない。

(三) 技術提案書の取扱い

技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

(3)(2)(1) 技術提案書の返却及び公表は、行わないものとする。

技術提案書の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。

(四) 技術提案書等の審査等

(2)(1) 技術提案書等の審査は、公共工事技術審査委員会において行う。

審査に当たっては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。

また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

(3) 技術提案された事項について審査した結果についての通知は、平成十四年八月中旬までに郵送をもって通知する。

六 契約後のVE提案

(一) 契約締結後、受注者は設計図書等に定める工事的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に関する技術提案をすることができる。

受注者から提出された技術提案は、採用されない場合がある。

(三)(二) 受注者から提案された技術提案の内容が、一般的に使用される施工方法等となつた場合は、その後の工事において発注者が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

発注者が技術提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、技術提案を行った受注者の責任は、軽減されるものではない。

七 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 見積内訳明細書の提示

入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提示すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第百六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする事があ

(五) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
規則第百六十条及び第百六十一条に規定するところによる。ただし、規則第百六十二条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

規則第百七十八条第三号の規定により免除とする。

手続における交渉の有無 無

契約書作成の要否 要

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(六)(七)(八)(九) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との同意契約により締結する予定の有無 無

(十) 関連情報を入手するための照会窓口 (一)に掲げる部局

(十一) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されるときをもって締結する。

(十二) その他詳細は、入札説明書による。

八 概要

Summary

(1) Subject matter of the contract :

Construction work of the Akita Central Road

(2) Time-limit for the Submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M. 3 July, 2002

(3) The date and time for the submission of tenders : 2:00 P.M. 2 September, 2002 (tenders submitted by mail : 5:00 P.M. 29 August, 2002)

(4) Contact point for tender documentation concerning

general affairs:City Planning Division , Department of Public works

and Transportation, Akita Prefectural Government, 4-1-1, Sanno, Akita

City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2448

blueprints: Akita Central Road Construction Office, 1-9, Tegata-

blueprints: Akita Central Road Construction Office, 1-9, Tegata-

sumiyoshicho, Akita City, Akita Prefecture 010-0864, Japan TEL 018-837-8851

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鹿角市十和田土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

鹿角市十和田錦木字浜田十七番地

二 就任理事の住所及び氏名

鹿角市十和田錦木字浜田二十六番地

三番地

田口信一
田口勝治

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田市豊岩小山土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字狐森五十二番地

字狐森百五十四番地

字狐森二百五十七番地

字前田表百六十九番地

字狐森二百四十一番地

字狐森五十五番地

下浜樋田字上野百四十番地

字上野六十八番地

二 就任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字狐森五十二番地

字狐森百五十四番地

字狐森二百五十七番地

字前田表百六十九番地

字中山二百五十一の一番地

字狐森五十五番地

近藤幸雄
鈴木鉄司
鈴木幸雄
近藤定善
今野定善
斎藤正信
鈴木政一
佐賀芳
鈴木政一
鈴木幸雄
鈴木幸雄
鈴木幸雄
鈴木幸雄
鈴木幸雄
鈴木幸雄
斎藤正信

秋田市下浜榎田字上野百四十番地
 " " 字上野六十八番地
 三 退任監事の住所及び氏名
 秋田市豊岩小山字中山二百五十一の一番地
 " " 字狐森二百二十五番地
 " " 下浜榎田字上野百十七番地
 四 就任監事の住所及び氏名
 秋田市豊岩小山字狐森二百二十五番地
 " " 下浜榎田字上野百十七番地
 " " 豊岩小山字狐森五十六番地
 今野定雄
 深井繁善
 志賀幸夫
 池田仁美
 池田仁美
 深井徹
 池田仁美
 深井徹
 佐賀英志

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 大曲市内小友西部土地改良区
 (一) 退任監事の住所及び氏名
 大曲市内小友字太田五十九番地の二
 " " 字元木八十七番地
 " " 字高寺十七番地
 " " 字寺山三十六番地
 " " 字寺山三十六番地
 " " 字岡崎十三番地
 " " 字落合九十六番地
 " " 字元木五十八番地の二
 " " 字九十九沢百六十七番地
 就任監事の住所及び氏名
 大曲市内小友字元木八十七番地
 " " 字高寺十七番地
 " " 字寺山三十六番地
 " " 字寺山三十六番地
 " " 字岡崎十三番地
 " " 字落合九十六番地
 " " 字元木五十八番地の二
 " " 字九十九沢百六十七番地

(二)

大曲市内小友字元木八十七番地
 " " 字高寺十七番地
 " " 字寺山三十六番地
 " " 字寺山三十六番地
 " " 字岡崎十三番地
 " " 字落合九十六番地
 " " 字元木五十八番地の二
 " " 字九十九沢百六十七番地
 三浦岩力
 佐々木藏
 伊藤敏秋
 早川敏夫
 佐藤忠志
 佐藤芳男
 加藤光義
 佐藤秀一
 邑山涼夫
 伊藤広秋
 早川敏夫
 佐藤忠志
 佐藤芳男
 加藤光義
 佐藤秀一

(三) 退任監事の住所及び氏名
 大曲市内小友字高寺百十七番地
 " " 字九十九沢百十六番地
 (四) 就任監事の住所及び氏名
 大曲市内小友字高寺百十七番地
 " " 字九十九沢百十六番地
 高橋武夫
 佐々木良作
 高橋武夫
 佐々木良作

二 大曲市内小友土地改良区
 (一) 退任監事の住所及び氏名
 大曲市内小友字荒町七十二番地
 " " 字南尻引百二十一番地
 " " 字館前五十八番地
 " " 字荒町百四十七番地
 " " 字太田百十八番地
 " " 字中沢八十九番地
 " " 字伊勢堂三十八番地の二
 " " 字中沢百七十一番地十四
 " " 字太田八十九番地の二
 " " 字荒町百一十番地
 " " 字館前九十五番地
 (二) 就任監事の住所及び氏名
 大曲市内小友字館前六十六番地
 " " 字荒町七十二番地
 " " 字館前五十八番地
 " " 字荒町百四十七番地
 " " 字太田百十八番地
 " " 字中沢八十九番地
 " " 字伊勢堂三十八番地の二
 " " 字中沢百七十一番地十四
 " " 字太田八十九番地の二
 " " 字荒町百一十番地
 " " 字館前九十五番地

(三) 退任監事の住所及び氏名
 大曲市内小友字中沢百六十一番地
 " " 字太田五十九番地の二
 " " 字館前百九番地
 井上一雄
 加藤加一
 橋村誠

(三) 退任監事の住所及び氏名
 大曲市内小友字中沢百六十一番地
 " " 字太田五十九番地の二
 " " 字館前百九番地
 井上一雄
 加藤加一
 橋村誠

(三) 退任監事の住所及び氏名
 大曲市内小友字中沢百六十一番地
 " " 字太田五十九番地の二
 " " 字館前百九番地
 井上一雄
 加藤加一
 橋村誠

(四) 就任監事の住所及び氏名

大曲市内小友字中沢百六十一番地	井上一雄
字館前百九番地	橋村誠
字太田百二十五	伊藤俊一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、仙北郡千畑町土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業（安城寺地区基盤整備促進事業（農業用排水施設整備））の施行について、平成十四年四月十九日認可したので、同条第十一項に基づき、公告する。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員（の）の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 平鹿郡大雄村田村野土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

平鹿郡大雄村田根森字田村街道西二十五番地	川原谷寅雄
字六十嵐	五十嵐康
高橋勇太郎	高橋勇太郎
土田祐輝	土田祐輝
松下昭治	松下昭治
鎌田清	鎌田清
守沢九左門	守沢九左門
大友辰雄	大友辰雄
味水憲幸	味水憲幸

横手市百万刈字百万刈百九十番地

黒川字鶴巻田百四十一番地

平鹿郡大雄村田根森字田村街道西十四番地

字佐加里南六十二番地

大曲市角間川町布晒百六番地

平鹿郡大雄村田根森字田村街道東五十七番地一

横手市黒川字上和野百三十八番地

(二) 就任理事の住所及び氏名

平鹿郡大雄村田根森字田村街道西二十五番地

字六十嵐

横手市百万刈字百万刈百九十番地

黒川字鶴巻田百四十一番地

平鹿郡大雄村田根森字田村街道西十四番地

字佐加里南六十二番地

川原谷寅雄	川原谷寅雄
五十嵐康	五十嵐康
高橋勇太郎	高橋勇太郎
土田祐輝	土田祐輝
松下昭治	松下昭治
鎌田清	鎌田清

大曲市角間川町布晒百六番地

平鹿郡大雄村田根森字田村街道東五十七番地一

横手市黒川字上和野百三十八番地

(三) 退任監事の住所及び氏名

横手市下境字北大屋敷八十番地

(四) 就任監事の住所及び氏名

平鹿郡大雄村字高津野百七十三番地五

横手市下境字北大屋敷八十番地

(一) 退任理事の住所及び氏名

平鹿郡大雄村字高津野百七十三番地五

(二) 雄物川町館合土地改良区

退任理事の住所及び氏名

平鹿郡雄物川町薄井字西手取百三十四番地

字上大見内百十七番地

字上船沼百七番地

字薄井百六番地

字下開三百八十四番地

字家後四十四の三番地

沼館字八卦百六十の三番地

薄井字下開八十九番地

字薄井九十三の一番地

字下大見内百二の一番地

字薄井二百二十七の一番地

(二) 就任理事の住所及び氏名

平鹿郡雄物川町薄井字西手取百三十四番地

字上大見内百十七番地

字上船沼百七番地

字薄井百六番地

字下開三百八十四番地

字家後四十四の三番地

沼館字八卦百六十の三番地

薄井字下開八十九番地

字薄井九十三の一番地

字下大見内百二の一番地

守沢九左門	守沢九左門
大友辰雄	大友辰雄
味水憲幸	味水憲幸
鎌田進	鎌田進
加藤信雄	加藤信雄
鎌田進	鎌田進
加藤信雄	加藤信雄
佐藤清春	佐藤清春
佐藤三四郎	佐藤三四郎
佐藤三郎	佐藤三郎
佐藤廣司	佐藤廣司
佐藤栄一	佐藤栄一
古内修	古内修
越前忠男	越前忠男
畑山政義	畑山政義
古内昇一	古内昇一
宮田忠義	宮田忠義
菊地松太郎	菊地松太郎
後藤正美	後藤正美

報 公 報 公 報 報 報

- (三) 平鹿郡雄物川町薄井字薄井二四二一七〇の一〇地 小 藤 一 郎
 前任監事の住所及び氏名
 平鹿郡雄物川町薄井字上船沼八番地 小 藤 一 郎
 " " " " 字上船沼三〇一〇一〇地 小 藤 一 郎
 " " " " 字大原区百十四〇の一〇地 小 藤 一 郎
 (四) 前任監事の住所及び氏名
 平鹿郡雄物川町薄井字上船沼八番地 小 藤 一 郎
 " " " " 字上船沼三〇一〇一〇地 小 藤 一 郎
 " " " " 字大原区百十四〇の一〇地 小 藤 一 郎

人事委員会公告

平成14年度秋田県職員採用試験公告
 人事委員会規則4 - 5 (職員の任用) 第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。
 平成14年5月17日

- 1 試験の種類及び程度
 平成14年度秋田県職員採用上級試験 大学卒業程度
 秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
行政	16	知事部局の課又は地方機関に勤務して行政事務に従事する。
薬剤師	1	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
農学(一般)	1	
林学	1	
総合土木	2	企業局の課、発電事務所等に勤務して専門的技術業務に従事する。
電気	2	

学校事務	5
小・中学校、県立学校、教育庁又は教育機関に勤務して学校事務又は行政事務に従事する。	

- 3 給与
 初任給は平成14年4月1日現在、原則として薬剤師は医療職給料表ニ級2号給(月額180,400円)、その他の職種は行政職給料表2級2号給(月額174,400円)が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。
- 4 受験資格
 次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。
 (1) 行政、林学、総合土木、電気、学校事務
 次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。
 ア 昭和48年4月2日から昭和56年4月1日まで生まれた者
 イ 昭和56年4月2日以降に生まれた者であって、大学(短期大学を除く。)を卒業したもので若しくは平成15年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの
 (2) 薬剤師
 (1)ア又はイの要件を満たす者で、薬剤師の免許を有するもの又は平成14年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得する見込みのものが受験できる。
 (3) 農学(一般)
 (1)ア又はイの要件を満たす者で、改良普及員(農業経営)若しくは改良普及員の資格を有するもの又は平成14年度中に実施する改良普及員資格試験で改良普及員の資格を取得する見込みのものが受験できる。
 5 試験の実施日、場所、方法等
 (1) 第1次試験
 ア 実施日
 平成14年6月23日(日)
 イ 場所
 秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1
 秋田県農会館 秋田県 秋田県千代田区平河町二丁目6番3号
 ウ 方法

大学卒業程度の教養試験、専門試験及び論文試験を行う。

Ⅰ 合格者の発表

平成14年7月5日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日及び場所

平成14年7月下旬に、秋田市において行う。

イ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成14年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、「薬剤師」の最終合格者で、薬剤師の免許を取得する見込みのものが平成14年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得できなかった場合及び「農学(一般)」の最終合格者で、改良普及員の資格を取得する見込みのものが平成15年3月31日までに改良普及員の資格を取ることができなかった場合には、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

平成15年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁県民ホール、総合生活文化会館(アトリオン)、各地方部県民室、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びAターンプラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成14年5月20日(月)から同年6月5日(水)

までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成14年6月5日(水)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成14年度警察官採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成14年5月17日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

平成14年度警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官A、女性警察官A 及び女性警察官A	秋田県人事委員会
警察官A	秋田県、埼玉県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県 警視庁
警察官A	8				
女性警察官A	2				

大学卒業程度				
警察官 A	22	3	5	3
女性警察官 A	6			

警察官 A の受験者は、第 2 志望まで選択できる。ただし、秋田県を第 2 志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与（平成14年4月1日現在の秋田県の例）

採用時	採用1年後
公安職給料表 1級7号給 (199,900円)	公安職給料表 1級9号給 (215,100円)

秋 田 県 公 安 委 員 会

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官 A	秋 田 県	昭和48年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれ た男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者又は平成14年9月30日までに卒業する見込みの者
		昭和48年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた女性	イ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
女性警察官 A			

警察官 A	秋 田 県 千 葉 県 埼 玉 県 神 奈 川 県 警 視 庁	昭和48年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた男性	ウ 学校教育法の規定による大学を卒業した者又は平成15年3月31日までに卒業する見込みの者 エ 人事委員会がウに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
女性警察官 A	秋 田 県	昭和48年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた女性	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

- ア 実施日
平成14年7月14日（日）
- イ 場所
秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1
- ウ 方法
大学卒業程度の教養試験、論文試験及び身体検査を行う。
- エ 合格者の発表
- オ 警察官 A、女性警察官 A、女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合
平成14年7月26日（金）に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- カ 警察官 A で志望が秋田県以外の場合
平成14年9月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。
- ク 第2次試験
- ク 実施日
- ケ 警察官 A、女性警察官 A、女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合
平成14年8月上旬
- コ 警察官 A で志望が秋田県以外の場合

平成14年9月下旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官 A 、 女性警察官 A 、 女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合

第 1 次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査及び体力検査を行う。

(イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合
第 1 次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、適性検査、体力検査等を行う。

(イ) 警察官 A で志望が秋田県以外の場合

第 1 次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、適性検査、体力検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

ア 警察官 A 、 女性警察官 A 、 女性警察官 A 及び警察官 A で志望が秋田県の場合

平成14年8月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

イ 警察官 A で志望が秋田県以外の場合

平成14年11月下旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、秋田県警察官 A 、 警察官 A 、 女性警察官 A 及び女性警察官 A 採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官 A 採用候補者名簿に記載され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視總監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

なお、警察官 A 及び女性警察官 A で平成14年9月30日まで

に大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

またに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁民ホール、総合生活文化会館（アトリオン）、各地方部県民室、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びアターナラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成14年5月20日（月）から同年6月5日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成14年6月5日（水）までの消印のあるもの

に限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018（863）1111 内線2622～2624）又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成14年度警察官採用試験公告

人事委員会規則4・5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成14年5月17日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

平成14年度警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官 B	秋田県人事委員会
女性警察官 B	

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程 度	採用予定人員(人)
警 察 官 B	高等学校卒業程度	8
女性警察官 B	高等学校卒業程度	2

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与(平成14年4月1日現在の秋田県の例)

学 歴	採 用 時	採用1年後
高等学校卒業程度	公安職給料表 1級2号給 (160,200円)	公安職給料表 1級4号給 (174,100円)

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	年 齢 ・ 性 別
警 察 官 B	昭和48年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた男性
女性警察官 B	昭和48年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)

を卒業した者若しくは平成15年3月31日までに卒業の見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

- ア 実施日
平成14年7月14日(日)
- イ 場所
秋田県庁正庁 秋田市山王四丁目1番1号
- ウ 方法
高等学校卒業程度の教養試験、作文試験及び身体検査を行う。
- エ 合格者の発表
平成14年7月26日(金)に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

- ア 実施日
平成14年8月上旬
- イ 場所
秋田市
- ウ 方法
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査及び体力検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成14年8月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

- (1) 方法
最終合格者は、秋田県警察官 B 採用候補者名簿又は秋田県女性警察官 B 採用候補者名簿に登録され、秋田県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。秋田県警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 予定時期

平成14年10月1日

7 受験手続

- (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁民ホール、総合生活文化会館（アトリオン）、各地方部県民室、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びバーナードプラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成14年5月20日（月）から同年6月5日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成14年6月5日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018（863）1111 内線2622～2624）又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

秋 田 県 解 説

秋田県公安委員会告示第44号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の7第2項の規定に基づき、公表する。

平成14年5月17日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

1 実施年月日

平成14年6月17日（月）午前9時から午後4時30分まで

2 実施場所

秋田市山王四丁目1番3号 秋田県職員会館

3 講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

4 受講定員

30人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込み用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を含む。）を除き、平成14年5月17日（金）から6月14日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地在管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習終了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全課生活安全（保安）係に

（電話018 863 1111内線3173）又は県内の各警察署生活安全（保安）係に

問い合わせること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄